政　令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十条の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二号中「警察署長」の下に「、独立行政法人日本スポーツ振興センター」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百六号

令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「令和二年十月十日」を「令和三年四月十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

省　令

○文部科学省令第三十六号

高等学校等就学支給金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第三条第五号の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月九日

文部科学大臣　萩生田光一

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
附　則 1・2　［略］ （生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例） 3　令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第三項の規定は、適用しない。	**附　則** 1・2　［略］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百七十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十一条の二第一項及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第四条第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（待遇に関する事項等の説明） **第二十五条の十四**　（略）	（待遇に関する事項等の説明） **第二十五条の十四**　（略）